

平成 23 年度第 2 回
石狩浜海浜植物保護センター運営委員会

日時:平成 23 年 11 月 9 日(水) 10時～

会場:石狩市役所 402 会議室

会議次第

1. 聚富地区（通称シップ原生花園）の保護地区指定に係る
石狩市環境審議会への諮問について
2. 平成23年度事業中間報告
3. 平成24年度事業について
4. その他

「聚富地区」（通称シップ原生花園）の保護地区指定に係る

石狩市環境審議会への諮問について

1. 「聚富地区」の指定に係るパブリックコメント意見募集及び
パブリックコメント意見への回答について（資料 1-1・1-2）
2. 「聚富地区」の指定に係る「石狩川河口海浜植物等保護条例」の
変更について（案）（資料 1-3）

意見の提出期限は
9/16(金)です



意見募集
します

石狩浜の自然を守るために、
保護地区を指定します

市の原案など

●石狩川河口海浜植物等保護条例に基づく^{しっ ぶ}聚富地区の指定について

「^{しっ ぶ}聚富地区(通称シップ原生花園)」は、海浜植物が群生する豊かな自然環境を有し、後世にのこしていかなければならない自然であり、良好な自然景観を有する地域です。このたび、7.8haを石狩市石狩川河口海浜植物等保護条例に基づき、聚富地区として保護区に指定します。看板や車止め柵の設置、監視員の配置により、車両進入、植物採取を規制することで、将来も海浜植物群落が良好な状態で保全されることとなります。指定により、次にあげる行為が禁止されます。

【禁止される行為】

- 植物の採取
- 広告物等の掲示
- 車等の乗り入れ
- 動植物の持ち込み
- ごみや汚物の投棄など

◆聚富地区指定予定区域図◆



意見の提出方法など

- * 住所・氏名・連絡先を明記の上、文書持参、ファックス、電子メール、録音テープのいずれかで提出してください。様式は問いません。
- * 意見は、どなたでも提出できます。

意見の検討結果

平成 23 年 10 月中に公表予定

意見の提出先	企画経済部 協働推進・市民の声を聴く課 FAX : (0133) 72-3199 TEL : (0133) 72-3153 / Eメール : kyoudou@city.ishikari.hokkaido.jp 住所 : 〒061-3292 石狩市花川北 6 条 1 丁目 30-2
問 合 せ 先	市民生活部 石狩浜海浜植物保護センター FAX : (0133) 75-2275 TEL : (0133) 72-3240 / Eメール : ihama@city.ishikari.hokkaido.jp

－意見の対応－

既実施：既に取り組みを行っているもの

採用：意見を採用するもの

参考：今後参考とするもの

パブリックコメントの意見と検討結果

パブリックコメント実施期間（平成23年8月17日から平成23年9月16日まで）

～意見の検討経過～

9月30日：石狩浜海浜植物保護センター内検討後、事務局案作成

10月20日：石狩市環境審議会にて事務局案への意見徴収

10月27日：部長決裁にて決定

「石狩川河口海浜植物等保護条例に基づく聚富地区の指定について」パブリックコメントに対する回答

意見の要旨	回 答
今回指定の面積 8ha では狭く、もっと広範囲に指定する必要があると感じます。	【参考】 今回指定の地域は、旧厚田村が車乗り入れ防止柵を設置して保全してきた現在の石狩市有地です。海浜植物群落が生育する海浜地の大部分は国有地であり、保護地区指定に当たっては、今後必要に応じて、多様な利用と調整を図りながら、海岸管理者らと協議を重ね、指定地域の拡大を検討していくこととしています。
「石狩市石狩川河口海浜植物等保護条例」が今回適用されていますが、厚田村、浜益村と合併した新石狩市においては、里山、山岳地帯にも保護が必要な自然があるものと思われます。石狩川河口と区域を限定したものから、さらに広範囲の地域を指定する条例へと見直す必要があります。	【参考】 現在の「石狩川河口海浜植物等保護条例」は、旧石狩町当時の海浜地域、特に石狩川河口左岸の砂嘴の一部約 16.5ha の海浜植物等の保護を目的として制定したものです。今回の厚田区聚富地区含め、今後、他の海岸地域への保護施策の展開も考えられることから条例名等の変更を検討しています。 また、海岸地域以外の里山、山岳地帯については、必要に応じて自然公園法や北海道自然環境等保全条例、本市自然保護条例等、自然環境法令の適用を検討していきます。
石狩川河口海浜植物等保護条例は、市民の認知度が低いようです。市主催の自然観察会等を通じて広く市民に周知する努力が必要です。	【既実施】 本条例は、石狩川河口部（後にはまなすの丘公園の一部と重複）の自然環境を保全するため、昭和 53 年に制定され、保護地区の保全に大きな成果を挙げてきました。 石狩川河口地区が条例による海浜植物等保護地区であることは、毎年数回開催する自然観察会や刊行物（年 4 回発行）、ホームページ（年間アクセス数 15,000 件）等でも周知を図っています。今後も、

	継続して周知を図るとともに、今回指定する聚富地区においても、周知に努めます。
石狩川河口海浜植物等保護条例の条文が資料として添付されていれば、また違った意見が出せたと思われます。	【参考】 今後、同様のパブリックコメント実施時には、参考とします。
規制内容に「自生しない動植物の持ち込みの禁止」とありますが、地域特有の種があるのだが、見た目だけでは区別がつかないことも多いことより、「動植物の持ち込みを禁止する」とすべきです。	【採用】 「自生しない動植物の持ち込みの禁止」は、生物多様性保全の観点から、「動物を放つこと、又は植物を植栽し、若しくは種子をまくことの禁止」とします。
当該地域の保護スタンスとして、徒歩での通行や立ち入り観察などは規制されないように感じられます。厚田村では木柵をめぐらせ、立ち入りできないようにしていました。海浜植物群落を良好な状態で保全するためには、立ち入り禁止又は木道等遊歩道の設置が必要です。	【参考】 徒歩での通行や立ち入り観察が、当該地域の自然環境に影響を及ぼす行為となりうるため、既存の踏みわけ道等を遊歩道に活用するなど、決められた場所以外には立ち入らないよう、現地に看板等を設置し周知します。

「聚富地区」の指定に係る「石狩川河口海浜植物等保護条例」の変更について（案）

現行	変更後
※下線部が変更予定箇所	
石狩市<u>石狩川河口</u>海浜植物等保護条例 （目的） 第1条 この条例は、<u>石狩川河口周辺地区</u>を適正に管理し、良好な自然環境の保全を図るとともに、優れた海浜植物等の保護に関し必要な事項を定めることを目的とする。 （定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1）<u>河口地区</u> <u>石狩川河口周辺</u>の規則で定める<u>区域</u>をいう。 （2）海浜植物等 <u>河口地区</u>において生息する動植物をいう。 （行為の禁止） 第3条 何人も、<u>河口地区</u>においては、次に掲げる行為をしてはならない。 （1）工作物の新築 （2）立木の伐採又は植物の採取	石狩市海浜植物等保護条例 （目的） 第1条 この条例は、良好な<u>海岸</u>の自然環境の保全を図るとともに、海浜植物等の保護に関し必要な事項を定めることを目的とする。 （定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1）<u>海浜植物等保護地区</u> 規則で定める区域をいう。 （2）海浜植物等 <u>海浜植物等保護地区</u>において生息する<u>動物及び生育する植物</u>をいう。 （意見の聴取） 第3条 市長は、海浜植物等保護地区を定めるときは、あらかじめ石狩市環境基本条例（平成12年条例第49号）第36条第1項に規定する石狩市環境審議会の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は解除するときも、同様とする。 （行為の禁止） 第4条 何人も、<u>海浜植物等保護地区</u>においては、次に掲げる行為をしてはならない。 （1）工作物の新築

(3) 広告物その他これに類するものの掲示又は設置 (4) 家畜の放牧 (5) 火入れ又はたき火 (6) 車馬を乗り入れ、又は航空機を着陸させる行為 (7) <u>海浜植物等以外の動植物の持込み</u> (8) 土砂又はごみその他の汚物の投棄 (9) 前各号に定めるもののほか、市長が<u>河口地区</u>の管理上特に禁止する必要があるものとして規則で定める行為 2 次に掲げる行為については、前項の規定は、適用しない。 (1) 災害の発生又はその拡大を防止するために必要な措置として行う行為 (2) 河川管理者又は海岸管理者が行う公益上必要な行為 (3) <u>自然環境を保全する目的で行う行為であって、市長がやむを得ない事由があると認めて許可するもの</u> (行為の制限) <u>第4条</u> <u>河口地区</u>において次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合もまた同様とする。 (1) 行商、募金その他これらに類する行為 (2) 業として行う写真又は映画等の撮影 (3) 興行 (4) 競技会、集会、展示会、その他これらに類する催しのために<u>河口地区</u>の全部又は一部を独占して使用する行為 2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。	(2) 立木の伐採又は植物の採取 (3) 広告物その他これに類するものの掲示又は設置 (4) 家畜の放牧 (5) 火入れ又はたき火 (6) 車馬を乗り入れ、又は航空機を着陸させる行為 (7) <u>動物を放し、植物を植栽し、又は種子をまく行為</u> (8) 土砂又はごみその他の汚物の投棄 (9) 前各号に定めるもののほか、市長が<u>海浜植物等保護地区</u>の管理上特に禁止する必要があるものとして規則で定める行為 2 次に掲げる行為については、前項の規定は、適用しない。 (1) 災害の発生又はその拡大を防止するために必要な措置として行う行為 (2) 河川管理者又は海岸管理者が行う公益上必要な行為 (3) <u>海浜植物等保護地区に関する保全事業の執行として市長が行う行為</u> (4) (変更前第3号と同じ。) (行為の制限) <u>第5条</u> <u>海浜植物等保護地区</u>において次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合もまた同様とする。 (1) 行商、募金その他これらに類する行為 (2) 業として行う写真又は映画等の撮影 (3) 興行 (4) 競技会、集会、展示会、その他これらに類する催しのために<u>海浜植物等保護地区</u>の全部又は一部を独占して使用する行為 2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。
--	---

3 市長は、申請に係る行為が海浜植物等に影響を及ぼさないと認める場合に限り、第1項の許可を与えることができる。 4 市長は、第1項の許可に、自然環境の保全上必要な範囲内で条件を付すことができる。 (監督処分) <u>第5条</u> 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定によってした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは<u>河口地区</u>からの退去を命ずることができる。 (1) この条例の規定に違反している者 (2) 許可に付した条件に違反している者 (3) 偽りその他不正な手段により許可を受けた者 2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は当該行為により生ずる損害を防止するため必要な措置を執るべきことを命ずることができる。 (1) 海浜植物等の保護に関する工事等のためやむを得ない必要が生じた場合 (2) <u>河口地区</u>の自然環境の保全に著しい支障が生じた場合 (3) 前2号に定める場合のほか、公益上やむを得ない必要が生じた場合 (監視員の設置) <u>第6条</u> <u>河口地区</u>の環境を保全する目的をもって監視を行うため、<u>石狩川河口海浜植物等保護監視員</u>（以下「監視員」という。）を置く。 2 監視員は、市長が任命する。	3 市長は、申請に係る行為が海浜植物等に影響を及ぼさないと認める場合に限り、第1項の許可を与えることができる。 4 市長は、第1項の許可に、自然環境の保全上必要な範囲内で条件を付すことができる。 (監督処分) <u>第6条</u> 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定によってした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは<u>海浜植物等保護地区</u>からの退去を命ずることができる。 (1) この条例の規定に違反している者 (2) 許可に付した条件に違反している者 (3) 偽りその他不正な手段により許可を受けた者2 略 2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は当該行為により生ずる損害を防止するため必要な措置を執るべきことを命ずることができる。 (1) 海浜植物等の保護に関する工事等のためやむを得ない必要が生じた場合 (2) <u>海浜植物等保護地区</u>の自然環境の保全に著しい支障が生じた場合 (3) 前2号に定める場合のほか、公益上やむを得ない必要が生じた場合 (監視員の設置) <u>第7条</u> <u>海浜植物等保護地区</u>の環境を保全する目的をもって監視を行うため、<u>石狩市海浜植物等保護監視員</u>（以下「監視員」という。）を置く。 2 監視員は、市長が任命する。
---	---

3 監視員は、<u>第3条第1項</u>又は<u>第4条第1項</u>の規定に違反する者に対して、行為の中止又は<u>河口地区</u>からの退去を指示する権限を行う。 4 監視員は、前項に規定する権限を行使する場合は、規則で定める身分証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。 (過料) <u>第7条</u> 次の各号のいずれかに該当する者は、10,000円以下の過料に処する。 (1) 第3条第1項の規定に違反して同項各号に掲げる行為をした者 (2) <u>第4条第1項</u>の規定に違反して同項各号に掲げる行為をした者 (3) <u>第5条</u>の規定による市長の命令に違反した者 (委任) <u>第8条</u> この条例の施行について必要な事項は、市長が規則で定める。	3 監視員は、<u>第4条第1項</u>又は<u>第5条第1項</u>の規定に違反する者に対して、行為の中止又は<u>海浜植物等保護地区</u>からの退去を指示する権限を行う。 4 監視員は、前項に規定する権限を行使する場合は、規則で定める身分証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。 (過料) <u>第8条</u> 次の各号のいずれかに該当する者は、10,000円以下の過料に処する。 (1) 第3条第1項の規定に違反して同項各号に掲げる行為をした者 (2) <u>第5条第1項</u>の規定に違反して同項各号に掲げる行為をした者 (3) <u>第6条</u>の規定による市長の命令に違反した者 (委任) <u>第9条</u> この条例の施行について必要な事項は、市長が規則で定める。
---	--

附 則

この条例は、平成24年3月1日から施行する。

平成 23 年度石狩浜海浜植物保護センター活動中間報告

1. 観察会・自然教室・フォーラム開催状況

日にち	行事名	大人	子ども	計	定員
5 月 14 日 (土)	石狩浜マクンベツ湿原自然観察会	17	24	41	30
5 月 29 日 (日)	海辺の風景再発見フォーラム	105		105	100
6 月 25 日 (土)	海辺の風景再発見の旅	36		36	40
7 月 16 日 (土)	石狩浜自然案内人養成講座	12		12	15
7 月 31 日 (日)	海辺の草原生き物調査隊	16	20	36	30
7 月 23, 24, 30, 31 日 8 月 6, 7 日 (土日)	夏休みミニ自然教室	47	91	138	-
8 月 4 日 (木)	自然教室～海辺の草木で草木染に挑戦!～	4	3	7	10
8 月 27 日 (土)	ハマナスのジャム作り&クラフト教室	4	7	11	20
9 月 10 日 (土)	石狩浜野鳥観察会 (川の博物館主催)	9	1	10	30
10 月 1 日 (土)	自然教室～砂で作ろう砂を学ぼう	2	7	9	15
	合計	252	153	405	

2. 企画展開催状況

期間	テーマ
4 月 29 日～5 月 16 日	海辺の花ごよみ 2010
5 月 19 日～8 月 1 日	石狩小学校平成 22 年度 5 年生による「海浜植物保全ピールポスター」展
5 月 19 日～6 月 20 日	はまなすの丘もうひとつの楽しみ方
6 月 30 日～8 月 1 日	虫たちがつくる石狩浜の自然
8 月 4 日～8 月 22 日	自然環境保全ポスター展
8 月 25 日～10 月 3 日	東日本大震災被災地の海岸を訪ねる～ふるさと海辺フォーラム 2011in 名取参加報告～
10 月 6 日～11 月 3 日	2011 年度 石狩浜の花ごよみ

3. 出張展示・講座

期間・日にち	会場	テーマ
4 月 1 日～4 月 10 日	石狩市民図書館	海辺の風景写真パネル展
5 月 7 日～5 月 12 日	石狩市花川北コミュニティセンター	
5 月 17 日～5 月 30 日	札幌市環境プラザ	
6 月 1 日～6 月 30 日	カフェ・マウニの丘	

10月29日～11月3日	紀伊國屋書店札幌本店	ウミベオグラフィー/石狩海辺博物館 (主催：砂丘の風資料館)
10月30日	石狩市子ども未来館	科学の祭典 in 石狩 (主催：石狩市民図書館)
11月3日(予定)	紀伊國屋書店札幌本店	ウミベオロジー/石狩海辺学 (主催：砂丘の風資料館)
11月19日(予定)	石狩市民図書館	石狩大学博物学部 (主催：砂丘の風資料館)

4. 環境学習利用(環境学習支援申請書受付分)

日にち	学校・学年	内容	教員	学生・生徒
5月24日(火)	石狩中学校	石狩浜の環境について(講話)	11	116
7月4日(月)	花川小学校4年生	石狩浜学習プログラム	2	50
7月13日(水)	石狩中学校1年生	石狩浜学習プログラム	6	42
9月7日(水)	石狩中学校1年生	石狩浜学習プログラム	5	39
9月14日(水)	花川小学校4年生	石狩浜学習プログラム	3	52
9月27日(火)	双葉小学校3年	石狩浜学習プログラム	3	50

5. 団体利用

日にち	団体名	内容	学生・生徒
4月23日(土)	屯田北中科学部	見学・解説	5
5月7日(土)	小樽自然教育促進会	見学・解説	46
5月20日(金)	石狩小学校	見学	19
5月21日(土)	酪農学園大学	見学	6
6月10日(金)	発寒幼稚園	見学	70
6月12日(日)	野の花観察会	見学	35
7月3日(日)	JR日帰りツアー	見学	20
7月6日(水)	藤女子大学	見学	20
7月8日(金)	石狩小学校4年生	見学	50
7月13日(水)	江別第2幼稚園	見学	60
7月13日(水)	石狩中学校支援学級	見学	10
7月15日(金)	石狩小学校	見学	28
9月3日(土)	いしかり海辺ファンクラブ	見学・解説	15
9月11日(土)	札幌市博物館活動センター	見学	40
9月16日(金)	いしかり館めぐりツアー	見学・解説	30
9月17日(土)	厚田生涯学習課	見学・解説	20
10月6日(木)	石狩小	見学	14
10月10日(月)	北海道地理学会	見学・解説	20
10月15日(土)	苫前町ハマボウフウ研究会	見学・解説	20

6. ふるさと海辺フォーラム参加

開催日：6月18日～19日

詳細報告：別紙

7. 来館者数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	合計
H21	145	1219	1040	1334	1349	2040	658	41	7826
H22	167	1670	1841	1627	1552	1721	737	5	9321
H23	162	1264	1571	1705	1514	1830			

ふるさと海辺フォーラム 2011in 名取 参加報告

■報告者：石狩浜海浜植物保護センター 内藤華子

■開催日：平成 23 年 6 月 18 日-19 日（土日）

■開催場所：宮城県名取市 増田西老人憩の家・閑上海岸ハマボウフウ保護区

■参加団体：

1. 北海道中標津町「きたねむろ山菜エコランド」
2. 北海道石狩市「石狩浜海浜植物保護センター」
3. 青森県横浜町「横浜町ホタルの里」
4. 青森県おいらせ町「おいらせ町観光協会」
5. 秋田県秋田市 秋田市議議員
6. 宮城県七ヶ宿町「水守人の会」
7. 宮城県七ヶ浜町「七ヶ浜ハマボウフウの会」
8. 宮城県名取市「名取ハマボウフウの会」
9. 福島県南相馬市「かしま観光協会」
10. 新潟県長岡市「寺泊観光協会」
11. 神奈川県茅ヶ崎市「NPO 法人ゆい」
12. 静岡県浜松市「サンクチュアリジャパン」

■参加者数：

1 日目 約 40 名

2 日目 看板設置・移植会 約 60 名 シンポジウム 約 30 名

■まとめ

<海岸の状況>

津波の被害にあった閑上浜の砂浜部分は、ハマボウフウが青い葉を茂らせ、白い花を咲かせ、転々と広がっていた。また、ハマニガナ、ケカモノハシ（石狩には自生なし）、ハマニンニクなども葉を広げ、ハマヒルガオ、ハマエンドウは花を咲かせていた。一方、背後に植林されたクロマツ林は、根こそぎ陸側へ倒れたり折れたりしていて、赤茶けていた。

海浜植物は津波で波をかぶった後も自然再生する力を有していることを実感した。

<名取ハマボウフウの会の状況>

名取ハマボウフウの会では、5 名の方が中心となって本フォーラムを運営していた。フォーラム開催は、ハマボウフウネットワークでつながる各地の団体からの応援により決めたこと、大橋会長のコメント。主たるメンバーは家を失い、たくさんの親族知人を亡くしている。会のメンバーでは7 名が亡くなった。

しかし、海岸にハマボウフウが芽吹いている状況を知り、会の復興を決め、今回、保護区の復活がなかった。また、ハマボウフウ栽培区でも、3 分の2 は流されたが3 分の1 は残り、栽培区の再生を決めた。今後は、壊滅的な被害を受けた海岸林の再生や、災害に強い海岸の復興に向けて、国や県主導で事業が進んでいくことになるが、地元として青写真を描き、意見を述べ、関わっていききたいとのこと。「生き物にあふれる子どもが遊べる海岸づくり」が目標とのこと。

<保護センターとしての今後の支援>

海浜植物保護センターとしては、自然植生を活かした海岸の復興が目標となった場合、植生に関する情報提供を積極的に行っていきたい。

また、他地域からの応援が活動を支えることにつながっている。今後も名取ハマボウフウの会をアピールするとともに、機会あるごとに、石狩から名取ハマボウフウの会へのメッセージを送っていくこととしたい。

<他地域との情報交換>

今回のフォーラムでは、浜松のサンクチュアリ NPO など、海岸環境保全の活動を长年続ける団体との交流ができた。サンクチュアリ NPO は、アカウミガメの保護活動を通じて遠州灘海岸の環境保全に携わり、県条例による海岸への車乗り入れ規制やアカウミガメ、ハマボウフウの採取への罰則規定の制定等にも関わってきたとのこと。一人一袋運動として、コーヒー豆運搬に使用した麻袋に砂とコウボウムギの種子または地下茎を入れ、砂丘の侵食箇所に置いて砂丘再生を図る運動を、2000 人規模で展開。大規模に参加者を集めて行う砂丘の保全活動は、今後石狩でも倣っていきたいと感じた。

本フォーラムには、秋田市や山形県の議員の方も参加があり、地域の海浜植生の保全を図っていくための手法を模索しているとのこと。石狩浜海浜植物保護センターは、全国の海浜植物保護活動のシンボリック的存在であると感じた。

平成24年度事業計画案

1. 普及啓発活動・環境教育

- 1) 定例行事：自然教室、自然観察会、海辺の自然塾
- 2) 展示：自然情報発信、企画展示、クラフトコーナー
- 3) 情報発信：機関誌「はまぼうふう」の発行（4回／年）、パネル展示、HP等
- 4) 環境教育：学校の授業への講師派遣、現地自然学習案内等
- 5) 意識啓発：団体見学の案内、海浜植物の種子配布、市街地の公園での海浜植物花壇管理
- 6) 石狩市社会教育施設との連携による普及啓発・社会教育事業
- 7) 周辺自治体所管の環境保全関連施設との連携による海岸保全に関する啓発事業

※助成金申請事業・・・助成金が見込めない場合は③のみ実施

○いしかり海の「環（わ）」発見事業

- ①海の映像普及事業（石狩川河口以北の海中映像撮影・DVD作成）
- ②いしかり海の自然体験教室（海に入り海の生き物等とふれあい学ぶ）
- ③海辺の風景再発見の旅（海辺の魅力ポイントをバスで巡る）

2. 保全施策

- 1) 監視：河口地区・聚富地区（予定）の監視
- 2) 一般海岸・海岸保全区域の保全：植生保護柵の維持管理（センター、北海道札幌建設管理部との分担）
- 3) 西浜地区保護対策の検討
- 4) 石狩浜環境保全連絡会議運営、学識者、利害関係者の参加検討
- 5) 石狩浜海浜植物保全の将来像を考えるワークショップ

3. 調査研究・情報整理

- 1) はまなすの丘地形変化の把握
- 2) 生態系データベースの整備（植生・野鳥・昆虫・海生生物等）
- 3) 自然情報収集：開花状況、自然情報収集（ボランティア GP）
- 4) 自然再生：砂丘地形及び植生の回復実験（北大大学院農学研究院&センター）
- 5) 石狩浜モニタリングサイトの設定 ⇒ 海岸草原・湿地植生調査区の再調査

4. 環境整備

- 1) はまなすの丘景観保全：ボランティアによる外来植物除去（4月、10月）
- 2) ①海浜植物観察園の整備・管理、②センター～歴史公園散策路の整備・管理、
③親船名無沼観察場の整備・管理、④育苗温室での移植用苗育成・管理
- 3) センター北東側敷地の活用の検討

5. ボランティア支援

- 1) いしかり海辺ファンクラブからの協働事業提案に関する活動の協働実施
- 2) センター拠点に活動するボランティア団体の活動支援

6. センター施設維持管理